

令和5年 告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度定例監査結果の報告をしたところ、定例監査結果措置状況の通知がありましたので、同条第12項の規定によりその通知を下記のとおり公表します。

令和5年1月23日

板野東部消防組合

監査委員 日根 啓 

板野東部消防組合

監査委員 伊勢 政 

記

令和4年度 定例監査結果措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況 等
<p><全般></p> <p>・ 監査の対象期間における監査対象状況については、適正に処理できていることを認める。</p>	<p>・ 今後も適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p><総務課></p> <p>・ 各町の危機管理課と連絡を密にし、連携協力により防災意識を高めるため、各町が主催する防災関連の行事に積極的にかかわることで、一層、住民の危機管理意識の向上に努められたい。</p>	<p>・ 関係各所との連絡を密にし、地域住民の危機管理意識の向上に努めます。</p>
<p><警防課></p> <p>・ 新型コロナウイルスの流行「第7波」による感染者急増に伴い、救急患者の搬送困難事案が7月1日から9月25日の間において、徳島県</p>	<p>・ 令和4年11月1日より徳島県が整備する「救急搬送支援システム」の運用を開始しています。医療機関と消防機関がシステムで連携し、情</p>

<p>内で605件、板野東部消防組合でも46件あり救急隊員は非常に苦勞していることと思われる。</p> <p>しかしながら、地域住民のため、創作工夫を図り、新型コロナウイルス感染症への対応に向けた体制を強化し、安心安全の整備に努めて頂きたい。</p> <p><予防課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及推進のため予防課が事務局をしている板野東部婦人防火クラブ及び板野東部少年少女消防クラブは、昨年コロナ禍であったため、幅広い活動ができなかった。今後新型コロナウイルス感染症も多少落ち着く傾向であることから、同クラブの活動を通じてなお一層、防災意識の向上に努められたい。 <p><通信指令課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・119番通報の受付件数は、毎年、数パーセントの割合で増加している。 <p>火災、救急及び救助などが本来の業務のため、迅速な活動ができるよう、支障となる「間違い」や「悪戯」電話などを無くし、適正な119番通報となるよう、広報誌やデジタル無線のほかあらゆる機会を通じ、地域住民への周知に努められたい。</p>	<p>報の共有を行い救急搬送の適正化及び、効率化を図り、救命率の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染が落ち着いた際には、板野東部婦人防火クラブにあつては、住宅用火災警報器の広報活動を通じて防災意識の向上を図ります。 また、板野東部少年少女消防クラブについては、各町の防災訓練への参加や年間を通して多様な訓練等を行い、防災意識の向上に努めます。 ・各町広報誌や組合ホームページを通じ119番通報に係る適正利用の広報を実施いたします。
<p>指 摘 事 項</p>	<p>措 置 状 況 等</p>